

平成30年度 第1回佐倉市青少年問題協議会

次 第

□開 会

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ 佐倉市長 藤 和雄
- 3 委嘱状交付・新委員紹介

□会 議

- 1 各団体の取組みについて
- 2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について
- 3 その他

□ 閉 会

日時：平成30年7月13日（金）

9時30分～11時00分

場所：議会棟 全員協議会室

佐倉市
健康こども部児童青少年課

佐倉市青少年問題協議会委員（任期：H29.7.5～H32.7.4）

敬称略

No.	選出区分	委員	備 考
1	市長	蕨 和 雄	会 長
2	教育長	茅 野 達 也	副会長
3	副市長	利 根 基 文	佐倉市副市長
4	市教育委員会委員	関 山 邦 宏	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
5	市の事務部局の関係職員	田 中 綾 子	佐倉市健康こども部子育て支援課長
6	市教育委員会の事務局の職員	相 蘇 重 晴	佐倉市教育委員会指導課長
7	警察関係職員	川 島 勝 治	佐倉警察署長
8	家庭裁判所の職員	瀧 川 善 和	千葉家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
9	社会教育委員	木 原 義 春	佐倉市社会教育委員会議議長
10	民生委員・児童委員	劔 地 平 子	佐倉市民生委員・児童委員協議会副会長
11	保 護 司	石 渡 康 郎	保護司会佐倉市分会会長
12	社会福祉協議会運営委員	谷 野 宏 輝	佐倉市社会福祉協議会事務局
13	小学校長	前 林 典 子	佐倉市立佐倉東小学校長
14	中学校長	林 田 祐 一	佐倉市立佐倉東中学校長
15	高等学校長	石 井 久 雄	千葉県立佐倉西高等学校長
16	高等学校長	釜 范 徳 行	千葉県立佐倉東高等学校長
17	青少年相談員	岩 崎 久美子	佐倉市青少年相談員連絡協議会会計
18	識見を有する者	佐久間 文 明	印旛健康福祉センター長
19	〃	佐 藤 幸 生	成田公共職業安定所長
20	〃	秋 本 良 治	少年警察ボランティア協議会佐倉地区副会長
21	〃	片 岡 正 臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
22	〃	阿 部 アオイ	佐倉市子ども会育成連盟副連盟長
23	〃	富 永 三 咲	佐倉市体育協会理事長
24	〃	遠 藤 知 子	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会副会長
25	〃	高 橋 玄 太	佐倉市PTA連絡協議会 印南小PTA会長
26	〃	新 田 司	千葉敬愛短期大学准教授
27	〃	梅 田 美知子	佐倉市人権擁護委員

1 各団体の取組み

□佐倉市健康こども部子育て支援課	3ページ
□佐倉市教育委員会指導課	5ページ
□佐倉警察署	6ページ
□佐倉市社会教育委員	9ページ
□佐倉市民生委員・児童委員協議会	10ページ
□保護司会佐倉市分会	12ページ
□佐倉市社会福祉協議会	14ページ
□佐倉市立佐倉東小学校	15ページ
□佐倉市立佐倉東中学校	17ページ
□千葉県立佐倉西高等学校	18ページ
□千葉県立佐倉東高等学校	19ページ
□佐倉市青少年相談員連絡協議会	20ページ
□印旛健康福祉センター	21ページ
□少年警察ボランティア協議会	22ページ
□佐倉市青少年育成市民会議	23ページ
□佐倉市子ども会育成連盟	24ページ
□佐倉市体育協会	25ページ
□佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会	26ページ
□佐倉市PTA連絡協議会(内郷小学校)	27ページ
□千葉敬愛短期大学	別紙資料
□佐倉市人権擁護委員協議会	28ページ
□佐倉市健康こども部児童青少年課	29ページ

2 取組みから見える青少年及び青少年を取り巻く課題について

3 課題解決のための提言について	30ページ
------------------	-------

4 その他

佐倉市の子育て支援

(平成 30 年 6 月 1 日現在)

健康こども部 子育て支援課

1. 市の子育て支援施策

平成 27 年 4 月 1 日に施行された子ども・子育て支援法の規定による子育て支援に関する施策を実施する中で保育施設等を増やし、待機児童ゼロを目指します。

それと同時に、地域における子育て支援の拡充を図ります。

「教育・保育施設」

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業

2歳未満に特化した 19 人以下の保育施設 ※市で認可

2. 保育園等の入園状況

・保育園 29 園、認定こども園 2 園、小規模保育事業 3 施設、幼稚園 (12 園)

定員・入園数・待機児童数の推移(各年 4 月 1 日現在、幼稚園は各年 5 月 1 日現在)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
保育園等定員	1,720 (20 園)	1,780 (21 園)	1,988 (28 園)	2,106 (29 園)	2,446 (36 園)	2,565 (38 園)
保育園入園数 (管外委託分は除)	1,706	1,790	1,962	2,053	2,263	2,353
待機児童数	47	37	34	41	0	15
(参考) 幼稚園入園数	2,700	2,602	2,501	2,394	2,286	2,180

- ・平成 29 年 10 月 ソラストさくら保育園 (上志津) の移転に伴う拡張 (定員+60 名)
- ・平成 29 年 10 月 臼井はくすい保育園 (王子台) 新規開園 (定員+50 名)
- ・平成 30 年 4 月 さくら幼稚園 (西志津) の幼稚園型認定こども園への移行 (保育定員+9 名)

3. 地域における子育て支援 (地域子ども・子育て支援事業)

①放課後児童健全育成事業

児童センター・老幼の館 (児童センター3 施設、老幼の館 2 施設)

子ども達に安全な遊びの場を提供し、子育てに関する相談や交流事業を実施し、地域の子育て拠点として活動の場を提供しています。

学童保育所 (公立 29 施設 私立 5 施設)

保護者が就労等で放課後に保育ができないとき、小学生に放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とした施設です。

【平成 30 年 6 月 1 日入所状況】

入所者数 1,536 名 (定員 1,705 名)

- ・平成 29 年 4 月 間野台学童保育所、染井野学童保育所 新規開所

②子育て世代包括支援センター（市内4か所）（平成28年4月開所）

市内4か所（子育て支援課、健康増進課、西部保健センター、南部保健センター）

母子手帳を交付する際に、保健師による全員面接を行い、子育てに関する不安や悩みなどを妊娠期から総合的に相談を受けることができます。相談内容によって、適切な支援やサポートを紹介し、必要な機関につなげます。

また、出産後育児などの支援が必要なかたへの産後ケア事業や、さまざまな理由でお子さんの養育が困難になった時にお子さんを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施しています。

③地域子育て支援拠点事業（市内17か所）

身近な場所である保育園等で、保育士・栄養士・看護師が育児相談などを受けます。また、園庭解放や子育て中の親子の交流、子育て支援に関する情報提供等を実施し、地域に開かれた場を提供しています。

・平成29年6月 陽の木さくら保育園 事業開始

④ファミリーサポートセンター

地域の「子育ての手伝いをしたい」、「子育ての手助けがほしい」人たちを会員とし、お互いに支援し合う事業です。センターのアドバイザーが会員間の連絡調整等を行っています。産前産後の妊産婦の家事援助等を行う産前産後支援事業も実施しています（平成27年度から実施）。

【活動内容】

- ・ 保育園、幼稚園などの送迎
- ・ 産前産後の妊産婦の家事援助
- ・ 保育園・幼稚園開始前や終了後、小学校の放課後や学童終了後の子どもの預かり
- ・ 保護者の病気や急用時などの子どもの預かり など

⑤一時預かり事業（市内11か所）

保護者が出産や急用などの理由によって、一時的に家庭でお子さんを保育できない場合に、保育園等で一時的にお子さんをお預かりします。

・平成30年4月 ソラストさくら保育園（上志津）にて事業開始

⑥病児保育（市内1施設）

病気の回復期に至らないお子さん（当面の症状の急変が認められない場合に限る）を、専用の施設で一時的にお預かりします。

・平成30年5月 イーグル（上志津）新規開設

⑦病後児保育（市内3施設）

病気からの回復期にあつて保育園や小学校などに預けることができないお子さんを、専用の施設で一時的にお預かりします。

教育委員会指導課（いじめ・不登校について）

（1）いじめの問題と対応について

「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校においても「学校いじめ防止基本方針」を作成し、「いじめを起ささないための未然防止策」、「いじめを発見したときの早期対応策」「重大事態への対処」の3つの視点に立っての具体的な方針が示されております。学校、保護者、地域が協力し合い「いじめ」のない学校づくりに取り組んでいるところです。

【具体的な取り組み】

①いじめ月例調査

- ・各学校から月ごとの状況を報告してもらい、いじめの状況を把握しています。早期に発見し、早期に対応することにより、大きな事案になる前の対処を目指し、解消率をあげています。
- ・平成29年度はいじめの認知件数は、小学校218件、中学校80件、合計333件で、前年度から1件の減少となっています。（H30年3月末）

②教育相談週間・いじめアンケートの実施

- ・児童生徒が相談しやすい環境を整えています。また、いじめのアンケートや、普段の児童生徒の様子を把握することにより、いじめの早期発見に努めています。
- ・緊急性のあるものについては、指導主事が学校訪問を行い、実態把握や対応について指導・支援を行ったり、ケースによっては、直接、児童生徒への聞き取り等を行い、関係機関とも連携しながら、きめ細かに対応を図っています。

③「佐倉市いじめ防止サミット」の開催

- ・夏休みに、各小中学校の代表児童生徒を集め、話し合いを行い、児童会・生徒会を中心とした子ども目線での「いじめ防止対策」についても進めていきます。
- ・大人からの視点ばかりでなく、子ども目線での「いじめ防止」についても同時に進めていきたいと考えています。

（2）不登校児童生徒数の推移と対応について

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

【具体的な取り組み】

①長欠状況調査

- ・不登校についても、各学校より長期欠席状況と共に不登校の状況を報告してもらい、把握しています。
- ・平成29年度は、小学校43人、中学校136人、合計179人という状況になっており、前年度より小学生で10名、中学校で2名の増加となっています。

② 対応

- ・月例報告を基に教育センターの指導主事や学校教育相談員が学校訪問や面接相談を行い、個別の支援について協議しながら対応に当たっています。
- ・各小中学校では、日頃より児童生徒との信頼関係づくりに積極的に努め、欠席が3日続いたら家庭訪問を実施する等、きめ細かに対応することで、不登校数の減少に向けて取り組んでいます。

会 議 資 料	平成30年5月末現在における犯罪発生状況	平成30年7月13日
	及び少年非行概況等について	佐 倉 警 察 署

1 犯罪発生状況について

(1) 千葉県内の刑法犯認知件数

ア 全刑法犯

19,220件 (前年比-2,172件・-10.2%)

イ 主な重点犯罪

- 特殊詐欺 534件 (前年比+-0件・0.0%)
- 自動車盗 418件 (前年比-119件・-22.2%)
- 侵入窃盗 2,168件 (前年比-119件・-22.2%)
- 強制わいせつ 115件 (前年比+13件・12.7%)

(2) 佐倉市の刑法犯認知件数

	平成30年	平成29年	前年同期比
1月	133件	144件	-11件
2月	125件	136件	-11件
3月	137件	186件	-49件
4月	123件	176件	-53件
5月	130件	167件	-37件
計	648件	809件	-161件

2 少年非行概況

(1) 非行少年

ア 千葉県内・・・528人 (前年比-161人)

イ 佐倉市・・・19人 (前年比-10人)

(2) 不良行為少年

ア 千葉県内・・・7,255人 (前年比-1,935人)

イ 佐倉市・・・263人 (前年比+114人)

(3) 主な不良行為少年補導状況 (佐倉市)

- ア 深夜はいかい 195人
- イ 喫煙 46人
- ウ 怠学 4人
- エ 飲酒 6人

3 児童虐待事案について (全国統計)

(1) 「平成29年の児童虐待及び児童ポルノ事犯の検挙状況等」については、通告児童数が65,431人で13年連続で増加、検挙件数も1,138件と過去最多となった。また、児童ポルノ事犯件数2,413件、検挙人員1,703人で、被害児童数も過去最多となった。

(2) 佐倉警察署において、認知した虐待事案については、平成30年5月末現在、51件で内訳として、心理的虐待35件、ネグレクト8件、身体的虐待5件、その他(要保護児童)3件となる。

会議資料

平成29年における少年非行、児童虐待
及び子供の性被害の状況について

平成30年3月8日

少年課

1 少年非行

	平成29年	平成28年	増減	増減率(%)
刑法犯少年の検挙人員	26,797	31,516	▲ 4,719	▲ 15.0
刑法犯少年の人口比	3.8	4.5	▲ 0.7	—

- 刑法犯少年は2万6,797人と14年連続、人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員をいう。）は3.8と8年連続で減少、いずれも戦後最少を更新。
- 刑法犯少年の包括罪種別では、知能犯と風俗犯以外の罪種で減少傾向。
- 再犯者率は前年と比較して減少。
- 特別法犯少年の法令別では、全体に占める割合は少ないものの大麻事件と児童ポルノ事件が増加傾向。
- 振り込め詐欺の検挙人員は478人と増加（前年同期比+126人）。検挙人員の7割強が「受け子」。
- いじめに起因する事件の検挙・補導件数は155件で、平成26年以降減少傾向にあったが増加（前年同期比+6件）。
インターネットを利用した事件は10件（前年同期比-4件）。

2 児童虐待

(1) 通告児童数

- 警察から児童相談所に通告した児童数は65,431人と統計を取り始めた平成16年以降13年連続で増加。
- 態様別では、心理的虐待が約7割、身体的虐待が約2割を占める。
なお、心理的虐待については、その6割強を面前DV（児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力）が占める。

(2) 保護児童数

- 児童の生命・身体の安全が脅かされる危険があるなどの緊急時や夜間等に警察として保護した児童数は3,838人と平成24年以降5年連続で増加。

(3) 児童虐待事件検挙状況

- 検挙件数は1,138件で、検挙人員及び児童虐待事件に係る被害児童数とともに過去最多。

3 子供の性被害

(1) 児童ポルノ事件

- 検挙件数は2,413件、検挙人員は1,703人と平成16年以降増加傾向にあり、過去最多を更新。態様別では、製造事件の検挙件数が平成24年以降5年連続で増加し、約6割を占める。

○ 被害児童数は1,216人で過去最多であった平成28年に比べ減少したが、平成12年以降増加傾向にある。学職別では、高校生の被害が約4割、中学生が4割弱、小学生以下が約2割。

○ 被害態様別では、自画撮り被害が約4割を占め、最多。平成24年以降5年連続で増加。

自画撮り被害の約7割がスマートフォンを使用してコミュニティサイトにアクセスしたことに起因している。

自画撮り被害に遭った児童の約8割が、面識のない者から要求されて画像を送っている。

○ 低年齢被害児童（小学生以下）の被害態様をみると、強制性交等・強制わいせつ等の手段により児童ポルノを製造されたものが約4割を占める。

(2) 児童買春事件等

○ 3罪種（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例））合計の検挙件数は2,580件、検挙人員は2,057人。

いずれも平成18年以降減少傾向にあったが、平成24年以降は増加傾向にある。

○ 3罪種合計の被害児童数は1,823人で、平成16年以降減少傾向にあったが、平成27年以降増加。学職別では、いずれの罪種も高校生の被害が最多。

4 当面の対策

(1) 少年非行

○ 非行防止教室や街頭補導等の「非行少年を生まない社会づくり」を関係機関・団体やボランティア等地域社会と連携し継続的に推進。

(2) 児童虐待

○ 協定の締結等を通じた児童相談所等関係機関との情報共有の徹底。

○ 現場警察官の対応力向上に資するためのベスト・プラクティスの共有と危険度判断のアセスメントツールの活用促進。(例)

(3) 子供の性被害

○ 「子供の性被害防止プラン」を踏まえた関係府省庁と連携した児童ポルノの製造や児童買春を始めとした子供の性被害の撲滅に向けた取組の推進。

○ 低年齢児童を性的好奇心の対象とする者による事件等の取締りの推進。

○ 自画撮り被害等子供の性被害防止を図るため、関係機関、団体等と連携し、広報啓発活動を推進。

平成30年度社会教育委員関係行事一覧表

	日にち	会議・行事名	時間	会場
1	4月27日(金)	印旛郡市社会教育委員連絡協議会 定期総会	16:00~17:00	ふれあいプラザさかえ
2	6月5日(火)	第1回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会	14:00 ~ 15:00	ふれあいプラザさかえ
3	7月3日(火)	第1回佐倉市社会教育委員会議	10:00 ~ 11:30	佐倉市 社会福祉センター
4	7月12日(木)	平成30年度 千葉県社会教育委員連絡協議会 代議員会	13:45 ~ 16:30	千葉県 総合教育センター
5	7月19日(木)	第2回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会 振興大会事前打合せ会議	14:00 ~ 15:00	八街市中央公民館
6	8月25日(土)	平成30年度 印旛郡市社会教育振興大会	13:30 ~ 16:10	八街市中央公民館
7	1~2月	第2回佐倉市社会教育委員会議	調整中	調整中
8	3月	第3回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会	調整中	栄町
9	調整中	印旛郡市社会教育委員研修会	調整中	栄町

平成30年度の活動方針

「支え合う 住みよい社会 地域から」

1 地域とのつながり強化

- ・自治会等関係機関と民生委員・児童委員活動との連携強化
- ・地区民児協定例会の充実等による民生委員・児童委員同士の連携強化

2 さまざまな課題を抱えた人々への支援

- ・積極的な訪問活動を通じた地域住民との関係づくりの推進
- ・「災害時要援護者支援活動の推進」の継続

3 民生委員・児童委員活動の理解促進、民生委員への支援充実

- ・地域住民等への積極的なPR活動
- ・研修事業の充実、各種研修への積極的な参加

平成30年度 事業・活動計画

団体・機関名 佐倉市民生委員・児童委員協議会 会員数201名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎月	地区会長会議	佐倉市役所
毎月	各地区民児協定例会議	市内8ヶ所
随時	生活福祉資金貸付け事業（教育支援資金など）	
4・8・12月	新任民生委員児童委員研修会	千葉市
5・8・11・2月	児童虐待防止ネットワーク実務者会議への参画	佐倉市役所
5・7・11・1月	児童専門部会	佐倉市役所
6・10・2月	高齢者専門部会	佐倉市役所
6・9・12・3月	広報研修専門部会	佐倉市役所
4・10月	民児協通信発行	
4月	前年度会計監査	佐倉市役所
4月	就学援助手続きへの対応	
5月12日	児童委員・児童委員の日	
5月24日	平成30年度佐倉市民児協総会・研修会	志津コミュニティセンター
7月2日	社会を明るくする運動に協力	市内各駅、イオンタウン等
7月12・13日	単位民児協会会長研修会	鴨川市
9月27・28日	第87回全国民生委員児童委員大会	沖縄コンベンションセンター
9月	中堅民生委員児童委員研修	
9月	歳末たすけあい配分対象世帯調査	
9月	高齢者安心キット配布	
9月	敬老のつどいに参画	
10月	共同募金に協力	
11月9日	第68回千葉県社会福祉大会	千葉県文化会館
11月	歳末たすけあい運動に協力	
12月	歳末たすけあい配分金交付（一人親等困窮世帯への配分）	
1月	主任児童委員研修	千葉市
2月	相談技法研修会	千葉市内

平成30年度 保護司会佐倉市分会活動方針

地域における「非行や犯罪のない地域づくり」を推進する“社会を明るくする運動”を関係機関と連携して取り組む。

その一方で、保護観察対象者の事案は問題が複雑多様化し困難性が増し、保護司と地域との連携が一層求められている。これらを踏まえ、千葉保護観察所、佐倉市役所、関係機関、団体との密接な連携の下で、次の事業を推進する。

記

1 犯罪のない地域づくりの推進

- (1)「社明」活動の推進
- (2) 駅頭、スーパーマーケット等でのキャンペーン活動
- (3) 市内小・中学校のミニ集会等での連携強化
- (4) その他、地域での防犯パトロール等の参加

2 保護司会運営の充実

- (1) 犯罪防止法及び犯罪防止推進計画に基づき地方再犯防止の推進に向けた地方公共団体との連携を図る。
- (2) 地区専門部会活動への積極的な参加
- (3) 円滑な更生保護活動の推進に全保護司が連携協力して取り組む。
- (4) 保護司空白地域の解消に努める。

3 対象者の再犯防止

- (1) 就労支援活動を推進する。
- (2) 薬物乱用防止について、関係団体と連携を図る。
- (3) 薬物依存者の更生は、環境を含め厳しい状況にあるため、「対象者」の再犯防止に必要な方策等、課題として取り組む。

4 関係行政機関(団体)との連携強化

- (1) 関係機関との連携強化
- (2) 市内学校との連携会議を通して学校との連携を図る。
- (3) 佐倉市社明推進委員会との協働
- (4) 更生保護女性会の活動と連携し業務を推進する。

5 保護司活動の研鑽

- (1) 分会の自主研修の充実を図り、資質と処遇能力の向上に努める。
- (2) 定期研修等の受講に、全保護司は積極的に取り組む。

6 社会貢献活動

社会貢献活動の制度整備に呼应し、地区の実施計画に基づき分会においても事業に取り組む。

7 保護司空白地域を中心に、適任者を配置するため、新人保護司発掘や補充確保に全保護司で取り組む。

8 サポートセンターの設置

サポートセンターの設置のメリットに着目し、年度内設置にむけて積極的な検討を行う。

平成30年度 保護司会佐倉市分会事業計画

月	日	事業	参加予定人員	実施場所
4	5	分会監査及び役員会議	役員	社会福祉センター
	17	佐倉地区役員会（四役、分会長、総務部会）	1～2名	四街道市総合福祉センター
	18	佐倉市更女30年度総会に出席※	3名	社会福祉センター
	20	分会30年度総会	全保護司	社会福祉センター
5	下旬	県「社明」担当者会議出席※	1～2名	千葉県庁
	11	佐倉地区保護司会監査及び役員会	8名	四街道市総合福祉センター
	18	佐倉地区保護司会30年度総会	全保護司	四街道市総合福祉センター
	〃	第1期保護司定期研修	〃	〃
6	上旬	第1回佐倉市「社明」推進委員会出席※	3名	佐倉市役所
7	2	第67回「社明運動」強調月間	全保護司	佐倉市全域
		「社明」街頭広報活動（意識啓発PR）	〃	市内JR、京成駅頭
	6	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	1～2名	社会福祉センター
	〃	青少年非行防止相談会※	2名	社会福祉センター
上～下旬		薬物乱用防止キャンペーン参加※	〃	未定
	7	「社明」講演と児童・生徒音楽演奏の集い※ 第2回役員会議	全保護司 役員	志津コミニティーセンター 〃
	下旬	佐倉市「社明」実施結果検討会※	〃	佐倉市役所
8	下旬	佐倉市内盆踊り会場周辺防犯パトロール※	〃	佐倉市内
	20	第2期保護司定期研修	〃	佐倉市役所
9	下旬	県内矯正施設等視察研修（更生保護女性会と合同）	全保護司	未定
	下旬	保護司・更女合同役員会※	役員	佐倉市役所
	〃	第3回役員会議	〃	〃
10	16	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	1～2名	佐倉市役所
	下旬	佐倉市「社明」推進委員会・保護司会・ 更生保護女性会、県外矯正施設等視察研修	全保護司	未定
	11月	学校との連携会議	全保護司	和田ふるさと館
～1	1月	市内中学校ミニ集会等に参加※	全保護司	市内中学校
11	22	第62回千葉県更生保護大会	役員・該当者	
	未定	第3期保護司定期研修	全保護司	酒々井町
	中旬	薬物乱用防止キャンペーン参加※	〃	未定
12	18	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	1～2名	社会福祉センター
	中旬	保護観察所主任官との特別研修	〃	佐倉市役所
	中旬	千葉県婦性会（代表者定例訪問）	1名	千葉県婦性会
1	上旬	佐倉市更女新年研修会に出席※	3名	佐倉市内
	上旬	第4回役員会議	役員	佐倉市役所
2	未定	第四期保護司定期研修	全保護司	メルキュールホテル
	19	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	1～2名	佐倉市福祉センター
	中旬	第2回「社明」佐倉市推進委員会出席※	3名	〃
3	上旬	保護司・更女合同役員会※	10名	社会福祉センター
	中旬	分会年度末研修	全保護司	〃
年間随時		佐倉市ミニ集会助言活動参加※	全保護司	佐倉市内各地
		佐倉市住民福祉懇談会出席※	各1～2名	〃
		中学校との連携活動実施※	全保護司	市内中学校
		防犯パトロール参加※	全保護司	佐倉市内各地
		分会役員会（連絡調整会議）	10名	佐倉市役所
		協力雇用主開拓	4～5名	佐倉市内
		地区保護司会各専門部会会議	3～12名	佐倉市、四街道市、酒々井町

※印は、保護司法第8条の2に規定する保護司活動計画

平成30年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市社会福祉協議会 会員数 39,394 (H30.3.31現在)

月 日	活 動 内 容	場 所
通年	地区社会福祉協議会活動（世代間交流事業、各種スポーツ大会など）を通じて、青少年の健全育成を図る。	市内全域
第2水曜日 第3土曜日 第2土曜日 第4水曜日	障がい児と健常児のふれあいの場、子育て支援の場として「おもちゃ図書館」を開館する。	西部地域福祉センター 南部地域福祉センター
通年	ボランティア活動に関する情報提供や相談に応じ、活動の推進を図る。	ボランティアセンター
年一回	交通遺児激励見舞金・勉学奨励金の交付	
通年	学校とボランティアグループや地区社協、当事者団体、社会福祉施設などが連携し、ボランティア体験や福祉教育に取り組み、地域社会の一員としての役割と自己実現を支援する。	
10～12月	共同募金運動への参加を呼びかけ、街頭募金活動などを通じて、助け合いの気持ちを育てる。	市内学校、地域
通年	奨学福祉事業（奨学生の募集、奨学生の研修）次代を担う学生の奨学金を支援し、人材の育成を図る。	
通年	生活困窮世帯子ども支援事業 ・経済的な理由等により生活困窮世帯に属する子どもが元気に育つ為に必要な資金を交付し自立を援助する。 学習支援活動 ・生活困窮者自立支援事業を通じて、生活困窮世帯に属する児童・生徒に対し、学生や市民のボランティアによる学習支援活動を行う。	

平成30年度 事業・活動計画書

別紙2

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校 会員数(団体の場合) 279名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月 4日	人権・生徒指導推進部会議(以下 毎週水曜日実施)	佐倉東小学校
4月18日	地区児童会	佐倉東小学校学区
4月15日	千成地区自治会定期総会	千成自治会ホール
4月16日	第1回佐倉東小学校ガードパトロール代表者会議	佐倉東小学校
4月18日	地区児童会	佐倉東小学校
4月18日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
4月19日	歌声交換会	佐倉東小学校
4月20日	第1回佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
4月21日	学区ガードパトロール総会	佐倉東小学校
4月24日	誘拐防止教室	佐倉東小学校
4月27日	1年生を迎える会	佐倉東小学校
4月27日	学校人権教育研究推進校協議会	総合教育センター
5月11日	歌声交換会	佐倉東小学校
5月17日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
5月18日	佐倉地区青少年育成住民会議定期総会	佐倉中央公民館
5月23日	第2回佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
5月23日	なかよし集会・なかよしタイム	佐倉東小学校
5月24日	生徒指導研修会	佐倉東小学校
5月29日	学校人権教育研究推進校協議会	総合教育センター
5月31日	佐倉警察署管内学校警察連絡委員会	リッチタイム
6月6日	小・中学校生徒指導推進研究協議会	和田ふるさと館
6月12日	ふれあい給食	佐倉東小学校
6月13日	避難訓練(不審者対応)	佐倉東小学校
6月13日	佐倉・南部地区小・中学校連携協議会	佐倉中学校
6月20日	児童集会(いじめゼロ宣言)	佐倉東小学校
6月20日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
6月22日	千成祭礼神輿教室(講演会)	佐倉東小学校
6月28日	歌声交換会	佐倉東小学校
6月29日	千成祭礼神輿教室(実技)	佐倉東小学校
7月11日	なかよしタイム	佐倉東小学校
7月19日	歌声交換会	佐倉東小学校
7月21日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	千成地区
7月31日	佐倉市スクールガードフォーラム	佐倉中央公民館

8月15日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
8月21日	人権研修会（佐倉東中学区小中3校合同）	佐倉東中学校
9月13日	歌声交換会	佐倉東小学校
9月19日	なかよしタイム	佐倉東小学校
9月20日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
10月10日	なかよしタイム	佐倉東小学校
10月11日	歌声交換会	佐倉東小学校
10月12日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	さくら祭礼関係
10月15日	ガードパトロール代表者会議	佐倉東小学校
10月17日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
11月17日	地域開放授業参観・教育ミニ集会	佐倉東小学校
11月28日	児童集会（いじめゼロ宣言）	佐倉東小学校
11月28日	佐倉市人権教育研修会	佐倉市役所
12月5日	なかよしタイム	佐倉東小学校
12月10日	地区児童会	佐倉東小学校
12月11日	ふれあい給食	佐倉東小学校
12月19日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
12月20日	歌声交換会	佐倉東小学校
1月16日	なかよしタイム	佐倉東小学校
1月17日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
1月31日	地域開放授業参観	佐倉東小学校
2月13日	なかよしタイム	佐倉東小学校
2月20日	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
2月21日	歌声交換会	佐倉東小学校
2月26日	6年生ありがとうの会・ふれあい給食	佐倉東小学校
3月4日	地区児童会	佐倉東小学校
未定	教育相談・QU検査（年間2回）	佐倉東小学校
未定	学校人権教育研究推進校協議会（年間5回）	総合教育センター
未定	佐倉市・酒々井町小中学校生指導連絡協議会（年3回）	和田ふるさと館
未定	佐倉市生徒指導担当者会議（年4回）	和田ふるさと館

平成30年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市立佐倉東中学校 会員数(団体の場合) 275名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎週金曜日	・生徒指導会議で各学年の様子について担当で情報交換及び対策検討。	校長室
毎月1回	・職員会議 各学年の問題行動・長欠生との様子について職員全体で情報共有を行う。	職員室
毎月1回	・校外パトロール参加 青少年育成連絡協議会	学区
5月 2日	・いじめ防止講演会 NPO「いじめから子供を守ろうネットワーク」	体育館
5月18日	・生徒総会において、「さしみ宣言」署名 いじめを「させない・しない・みのがさない」	体育館
5月14日 ～19日	・第1回教育相談	各教室
7月21日 ～22日	・千成祭り パトロール	千成地区
8月21日	・人権講話	図書室
10月12日 ～14日	・さくらの秋祭り パトロール 大蛇秋祭り	さくら地区 大蛇地区
11月	・人権集会	体育館
11月12日 ～16日	・第2回教育相談	各教室
2月4日 ～8日	・第3回教育相談	各教室

平成30年度 活動計画

団体名 千葉県立佐倉西高等学校

月 日	活 動 内 容	場 所
5月18日	第1回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道北高校
6月19日	第2回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田北高校
6月22日	四街道地区中・高生徒指導連絡協議会	四街道青少年 育成センター
7月 5日	第3回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	印旛明誠高校
9月 5日	第4回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道高校
10月 3日	印旛地区中・高生徒指導連絡協議会	印旛教育会館
10月未定	第5回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会 及び研修会	未定
11月30日	第6回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会 印旛地区高等学校・PTA合同研修	志津コミュニテ ィセンター (佐倉西高校)
1月11日	第7回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
3月12日	第8回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道北高校
3月15日	四街道地区中・高生徒指導連絡協議会	四街道青少年 育成センター

平成30年度 事業・活動計画書

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

生徒数 【全日制】710名【定時制】118名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月17日	第2回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
5月18日	第1回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道北高校
6月 5日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会（総会）	千葉県教育会館
6月19日	第2回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田北高校
7月 5日	第3回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	印旛明誠高校
9月 5日	第4回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道高校
10月 3日	中・高生徒指導連絡協議会（北総教育事務所主催）	印旛教育会館
10月 5日	佐倉市内4高校 PTA 合同研修会（街頭巡回指導）	佐倉高校
10月16日	第5回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	JAL
11月30日	第6回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉西高校
11月30日	印旛地区高等学校・PTA 合同研修会	志津コミュニティーセンター
12月14日	第2回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
1月11日	第7回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
3月12日	第8回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道北高校

活動テーマ 青少年の健全育成活動を通してのまちづくり

～ふるさと佐倉を自慢できる青少年の育成～

活動方針 地域の教育力の担い手として

1 青少年健全育成活動の推進

2 身近な地域での活動の充実

3 各種関係団体との連携の推進

月 日	活動内容	場 所	青少年募集数	主催共催等
4月14日	平成30年度定期総会	佐倉市役所		主催
5月27日	ゴミゼロ運動	各地区		
6月10日	青少年相談員交流会	佐倉草ぶえの丘		主催
6月24日	ソフトドッジボール交流大会	市民体育館	431人(実績)	主催
9月24日	印旛地区少年の日 ・地域のつどい大会	酒々井中学校体育館	佐倉市から10名	千葉県
11月25日	綱引き大会	市民体育館	300人	主催
未定	青少年相談員研修会	未定		主催
1月14日	佐倉市成人式	市民音楽ホール	1,600名	協力
1月20日	たこあげ大会	岩名運動公園陸上競技場	300人	主催
3月24日	佐倉朝日健康マラソン大会	岩名運動公園陸上競技場		協力
5月・1月 (予定)	青少年相談員トピックス発行		全児童	主催

平成30年度 事業・活動計画書

団体名 印旛健康福祉センター

月 日	活 動 内 容	場 所
6月26日 12月頃	1 覚せい剤等薬物乱用防止対策 ・薬物乱用防止の街頭キャンペーン ・	J R 四街道駅前 京成佐倉駅前
6月	2 不正栽培大麻・けし撲滅運動 ・管内を巡回し、けしなどを発見した場合には抜去する	管内
通年	3 精神保健福祉相談・訪問援助 ・精神科嘱託医、精神保健福祉相談員、看護師等が「心の相談や精神障害等」の相談に応ずる	電話 面接:当センター
10月頃 8月17日	4 思春期保健事業 ・学生を対象とした講演会を実施 ・小中学校教員、市町母子保健担当者向け講演会	各学校 当センター
通年 8月20日 奇数月第3金曜	5 自殺対策事業 ・相談窓口一覧表（一般向け）をHPに掲載 ・市町村等相談支援者向け研修会（共同開催） ・遺族向け対面相談（4回・千葉いのちの電話） ・わかちあいの会ひだまり（4回・千葉いのちの電話）	当センター
通年	6 配偶者暴力相談支援センター事業 ・電話相談：土日祝日を除く平日9：00～17：00 ・面接相談：火曜日（予約制）	当センター
12月初旬 7月18・19日 12月頃 通年	7 エイズ（後天性免疫不全症候群）対策事業 ・街頭キャンペーン ・生徒・学生を対象とした講演会を実施 ・エイズ相談：土日祝日を除く平日8：30～17：15 ・エイズ検査：無料・匿名、日中・夜間検査あり ・希望者には、性感染症（クラミジア・梅毒）肝炎ウイルス（C型肝炎ウイルス・B型肝炎ウイルス）の検査も同時に無料で行う	京成佐倉駅前 管内学校 当センター 当センター

平成30年度 事業・活動計画書

団体・機関名 少年警察ボランティア協議会 会員数 (団体の場合) 15 名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月 21日	街頭防犯活動 (午後8時より)	ユ-カリヶ丘駅周辺
5月 19日	〃	JR八街駅周辺
6月 16日	〃	JR佐倉駅周辺
7月 28日	〃	ユ-カリ夏祭り会場
8月 18日	〃	JR佐倉駅周辺
9月 15日	〃	JR八街駅周辺
10月	2018地域防犯ボランティア県民大会	千葉市
10月 20日	街頭防犯活動 (午後8時より)	ユ-カリヶ丘駅周辺
11月 3日	〃	八街秋祭り会場
12月 15日	〃	JR佐倉駅周辺
平成31年		
1月 19日	〃	ユ-カリヶ丘駅周辺
2月 16日	〃	JR佐倉駅周辺
3月 16日	〃	JR八街駅周辺
	<p>◎その他必要に応じて各地区の (佐倉市・八街市・酒々井町) 行事等に参加</p> <p>◎少年警察ボランティア研修会参加</p>	

*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：平成30年6月29日 (金) まで

平成30年度 事業・活動計画書

佐倉市青少年育成市民会議

佐倉市青少年育成市民会議は、国が少年非行を防止するため国民が一体となって青少年の健全育成に取り組む国民運動を展開しようと呼びかけ、それに呼応し、昭和57年に佐倉市青少年育成市民会議が設立されました。市内7地区に住民会議があり、子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るためのパトロール活動や地域交流まつりなどを展開し、地域の中で子どもたちの健やかな育ちを応援しています。

主な活動

月 日	事業名	実施場所
7月2日	社会を明るくする運動街頭啓発	市内各駅街頭
7月5日	総会	佐倉市役所
7月7日	社会を明るくする運動 講演と児童生徒音楽のつどい	佐倉市民音楽ホール
9月22日	「私の思い」中学生の主張千葉県大会	千葉市文化センター
1月14日	佐倉市成人式	佐倉市民音楽ホール
未定	青少年育成千葉県民会議推進大会	千葉県青少年女性会館
3月下旬	役員会	佐倉市役所

【主な活動の紹介】

畑の学校（6月～11月まで11回）

子どもたちの自然体験が少なくなる中で、農作業を通じ自然や環境を大切にする気持ちや食の大切さを学んで、子どもたちの豊かな感性を育もうとする事業です。

栽培している農作物は、ジャガイモ、サツマイモ、かぼちゃ、ミニトマト、落花生等で、38組151名の親子が参加しています。



各地区パトロール

子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るため、各地区の駅前や公園などを中心に、パトロールを夜間に実施しています。また、志津地区では、有害図書の販売や深夜営業の店舗をパトロールすることにより、青少年の健全な育成に役立っています。



平成30年度 佐倉市子ども会育成連盟の活動について

(1) 加入子ども会数 33団体 会員数 1,664人

期 日	事 業 名	場 所
4月27日(金)	市子連総会	社会福祉センター
6月19日(火)	育成者ゲーム講習会	青少年センター
8~9月上旬	市子連第1回役員会	未定
10月21日(日)	中央交流フェスティバル	佐倉市民体育館
11月5日(月)	育成者クリスマス講習会	根郷公民館 ホール
3月下旬	市子連第2回役員会	未定

(2) 平成30年度事業計画抜粋

※その他、千葉県子ども会育成連合会、印旛郡市子ども会育成連合会の事業や会議に参加

(3) 主な活動

①子ども会育成者講習会

- ・6/19(火) ゲーム講習会
- ・11/5(月) クリスマス講習会



②ジュニアリーダー初級認定講習会

- ・今年市内の5,6年生が31名参加
- ・全9回の講習を行う



③子ども会中央交流フェスティバル

- ・10/21(日) 市民体育館にて開催
- ・地区子連やジュニアリーダーズクラブ、ヤングプラザなど地域の団体と協力しながら様々な体験の機会を設ける



平成30年度佐倉市・佐倉市体育協会事業計画

月	日	曜日	事業名	会場	対象
3	4	日	春季少年野球大会(～4/21迄)	長嶋記念球場他	小学生
4	15	日	市民ソフトボール大会(～4/29迄)	長嶋記念球場他	一般
	16	月	市民ゴルフ大会	麻倉ゴルフクラブ	一般
	20	金	佐倉市体育協会第1回理事会	佐倉市役所1号館6階 大会議室	体協理事
5	3	木	春季市民野球大会(～6/17迄)	長嶋記念球場他	一般
	3	木	佐倉市長杯中学生レスリング大会	佐倉市民体育館	中学生
	11	金	平成29年度佐倉市体育協会表彰式並 びに佐倉市体育協会総会	社会福祉センター 3階 中会議室	体協理事他
	12	土	市民弓道大会(～5/26迄)	佐倉市民体育館	高・一般
	13	日	市民テニス大会(6/2迄)	岩名テニスコート	一般
	13	日	市民卓球大会	佐倉市民体育館	一般
	26	土	市民バスケットボール大会(～5/27迄)	佐倉市民体育館	高・一般
	3	日	市民ソフトテニス大会(～6/30迄)	岩名テニスコート	高・一般
6	10	日	市民剣道大会	市民体育館	中・高・一般
	17	日	市民パドミントン大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
7	1	日	市民バレーボール大会	佐倉市民体育館	高・一般
8	25	土	佐倉市近隣柔道大会	佐倉市民体育館	中学生
9	29	土	佐倉市少年サッカー選手権大会(～9/30迄)	岩名球技場他	小学生
10	7	日	市民サッカー大会(～10/21迄)	岩名球技場	一般
	8	月	市民空手道大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
	20	土	佐倉市こども相撲大会	岩名相撲場	小学生
11	10	土	佐倉市陸上競技選手権大会	岩名陸上競技場	小学生(4,5,6年)
12	23	日	市民バウンドテニス大会	佐倉市民体育館	一般
			第2回理事会		理事
			市民スキー		小学生～一般
			市民ボウリング大会		一般

千葉県・印旛郡体育協会主催事業

7	7	土	第69回印旛郡市民体育大会総合開会式	富里市	高・一般
7	8	日	第69回印旛郡市民体育大会(～7/29迄)	郡内各会場	高・一般
8	25	土	第69回印旛郡市民体育大会総合閉会式	富里市	高・一般
			第68回千葉県民体育大会団結式	富里市	高・一般
			第68回千葉県民体育大会夏季大会		高・一般
			第68回千葉県民体育大会秋季大会		高・一般
12	2	日	第88回印旛駅伝競走大会	岩名陸上競技場	高・一般
3			第68回千葉県民体育大会冬季大会(スキー)		高・一般

後援・協力行事

5	20	日	わんぱく相撲佐倉場所	岩名相撲場	小学生
10	8	月	佐倉スポーツフェスティバル	岩名陸上競技場	小学生～一般
11	23	金	第65回佐倉市制記念駅伝競走大会	岩名陸上競技場	中学生～一般
			トップアスリート教室		
3	24	日	第38回佐倉朝日健康マラソン大会	岩名陸上競技場	小学生～一般

平成30年度佐倉市スポーツ推進委員事業計画（予定）

月	日	曜日	事業名	会場
4	7	土	第1回会議(スポーツ推進委員委嘱、役員決め)	佐倉市役所 社会福祉センター3階中 会議室
5	29	火	第2回会議(ユニホーム配布、ニュースポーツまつり)	市民体育館
6	23	土	ニュースポーツまつり	市民体育館
8	未定		第3回会議(さくらスポーツフェスティバル)	市民体育館
10	8	祝	さくらスポーツフェスティバル	岩名競技場
			第4回会議(冬期事業について)	岩名競技場
12	9	日	佐倉市スポーツ推進委員冬期事業	市民体育館
3	24	日	第38回佐倉朝日健康マラソン大会	岩名競技場

平成30年度東印旛地区スポーツ推進委員事業計画（予定）

5	7	月	東印旛地区スポーツ推進委員連合会総会	成田市役所
6	8	金	関東スポーツ推進委員研究大会(～9日)	東京都墨田区
7	7	土	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	県総合SC
8	未定		東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第2回理事会	成田市役所
	16	木	学びと集い2018準備	県総合SC 体育館・ スポ科
	25	土	学びと集い2018	県総合SC 体育館・ スポ科
9	23	日	東印旛地区スポーツレクリエーション祭	四街道市
11	15	木	全国スポーツ推進委員研究大会(～16日)	鹿児島県 鹿児島ア リーナ
12	8	土	県連合会 拡大女性部交流会	県総合SC スポ科 アリーナ
	未定		東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第3回理事会	成田市役所
1	27	日	第35回千葉県スポーツ推進委員研究大会	習志野文化ホール
2	17	日	東印旛地区全体研修会(予定)	酒々井町

平成30年度 事業・活動計画書

団体・機関名 印南小 PTA 会員数(団体の場合) 名

月 日	活 動 内 容	場 所
年 11 回	白井地区 青少年健全育成 親会議 120-12	白井駅周辺

*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：平成30年6月29日（金）まで

平成30年度 人権擁護委員の活動状況

【佐倉人権擁護委員協議会】

〈千葉地方法務局佐倉支局管内=印旛郡=7市2町 人権擁護委員61人〉

実際の事業は、下記の部会での活動となる。

〔一部会〕 佐倉市 14人・四街道市 6人・八街市 5人・酒々井町 3人	計 28人
〔二部会〕 成田市 13人・富里市 5人・栄町 3人	計 21人
〔三部会〕 印西市 9人・白井市 5人	計 13人

1. 常務委員会 常務委員は各部会の連絡調整を行う。佐倉支局管内で一斉に行う行事（=人権擁護精神の高揚・啓発）の決定と調整。
常務委員は、各市町村より1～2名選出。現在、佐倉市は2名
2. 研 修 人権擁護委員としての資質向上のため、佐倉支局管内の人権擁護委員の合同研修（年1回）。本年は、四街道市役所に於いて「視覚障害者の人権」をテーマに県立盲学校校長の講演を研修。
3. 相 談 常設人権相談。佐倉支局で毎週水・金曜日（午前10時から午後4時）（今年度より金曜日も行う）
61人の委員で担当。

【佐倉市人権擁護委員協議会第一部会】

- 〈研 修〉 市民相談員との合同研修（年2回）
6月23日 佐倉市に存在する差別戒名墓について
10月25日 国立ハンセン病資料館・多摩全生園見学
- 〈啓 発〉 広報誌による啓発運動として人権擁護委員の日（6月1日）に関する記事と12月4日～10日の「人権週間」に関する記事をこうほう佐倉に掲載。
『佐倉市小学生人権標語コンテスト』
市内23の全小学校（5、6年生対象）より2,848点の応募あり。
審査委員として4名出席
『さくらヒューマントーク2018』
1月21日 講師：なだぎ武氏 「サナギ講演会」
- 〈相 談〉 人権相談／「佐倉市法律・人権・行政相談」約月3回開催、月1回担当。
ミレニアムセンター・志津コミュニティーセンターにて
本年より予約制となり、当日予約も若干あり。
- 〈人権教室〉 市内7ヶ所の学童保育所、小学校で実施。参加者1,716人。
- 〈人権出前事業〉 人権尊重のまちづくりデリバリー事業 市内5小、1中学校にて実施。
参加者1,554名。

佐倉市健康こども部児童青少年課（児童虐待について）

【平成 29 年度児童家庭相談援助実績】

1. 相談全件数（実数）

28 年度からの継続ケース	294 件	（うち、虐待ケース 137 件、46.7%）
29 年度 新規ケース	424 件	（うち、虐待ケース 245 件、57.8%）
計	718 件	（うち、虐待ケース 382 件、53.2%）

2. 児童虐待新規ケース受付状況

①児童虐待の件数（平成 27 年度～平成 29 年度）

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件数	176 件	233 件	245 件

※同居人による児童虐待もネグレクトの一部に含まれる。

※児童の目の前のドメスティック・バイオレンス等も児童虐待に含まれる（心理的虐待）。

②平成 29 年度虐待行為の件数・割合

行為別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
件数	64	68	110	3	245
割合	26.1%	27.8%	44.9%	1.2%	100%

3. 児童虐待の主な要因

- 親自身の育てられ方、親としての未熟さ、心理・精神的障害など親に起因する問題
- 夫婦関係のストレスや経済的な問題など家庭に起因する問題
- 地域や親類、社会資源との関係がうまくとれず孤立するなどしている問題

【相談体制等】（H30.4.1 現在）

・家庭児童相談班 9 名

○職員 7 名 班長（保健師）1 名、保健師 1 名、保育士 1 名、事務職員 4 名

○家庭児童員（非常勤一般職）2 名（社会福祉士：週 4 日勤務）

【虐待予防・虐待防止への取り組み】

1. 児童虐待防止研修の実施

児童虐待防止啓発活動として、民生委員・児童委員、関係機関職員向け研修を 5 回、子育て支援団体や公民館の市民講座への講師派遣を 4 回実施した。

2. 養育支援訪問事業

虐待ハイリスク家庭への支援として、保健師・保育士による専門的訪問支援を延べ 172 回、育児支援ヘルパーの派遣を延べ 297 回実施した。

3. 児童虐待ネットワーク会議

佐倉市家庭内等における虐待・暴力対策ネットワーク会議を 1 回、事例検討を通しネットワークの関係機関の連携強化を図る実務者会議を 28 回実施した。また、個別ケース会議を 49 回、母子保健事業との連携会議・養育支援訪問事業連絡会議を 2 回実施した。

平成 30 年度 第 1 回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

- ・不登校や障害を持っている（と思われる）子供のいる家庭が苦勞している。登下校の安全の見守りは、働きながらの親には限度がある。また、地域や近所の友達も難しいという声も聞く。不登校の子供も両親が昼間仕事に行ってしまうと、日中、家で一人でいるため不規則な生活を送ったり、ゲームにはまったり、望ましい過ごし方を送ることができないため、不登校が重症化してしまうことがある。学校も迎えにいたり、保護者と話をしたり、相談機関を紹介しているが、対応できる時間に限りがある。
- ・カードゲームの万引きを防止すること。店によっては万引き防止策を徹底しているところもあるようだが、そうでない店舗もある。家庭や学校での指導だけでは対応に限度がある。
- ・外国人家庭の日本の教育への理解、協力が得られにくく、登校が継続できない子供がいる。どこまで学校が介入するべきか、迷うところである。
- ・不審者や交通安全等、安全対応に地域のガードボランティアの協力は不可欠であり、大変助かっているが、高齢化している地域ではボランティアの人数が減ってきており、少ない人数で苦勞されている。

上記の課題を解決するための提言

- ・不登校の家庭への訪問や登下校に寄り添う支援ができるシステムを行政として対応をお願いできないものか。
- ・万引きはダメなものとはわかっていても、子どもによってはしやすい環境があると万引きをしてしまうことがある。ゲームや漫画等、子どもが対象となる商品を扱っている店への指導を警察等をお願いしたい。
- ・外国人家庭への支援を、学校と連携して進めるシステムを作ってもらえないものか。
- ・行政がガードボランティアの支援、募集により関わってもらえないものか。

平成 30 年度第 1 回佐倉市青少年問題協議会

団体・機関名 千葉県立佐倉西高等学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること。

1 家族関係の多様化にともなう家庭内問題を抱える生徒の増加。

2 SNS 利用にともなうトラブルと人間関係づくりに悩む生徒の増加。

上記の課題を解決するための提言

1 家庭・家族の多様化が進む中、生徒の多様性を認め生徒一人ひとりに寄り添いながら、社会に適応していくための生きる力を育成するために長所を伸ばす教育を展開するよう努める。

2 SNS に関する正しい知識を身につけ、氾濫する情報を主体的に取捨選択し、正しい判断ができる能力を身に着けさせるよう努める。

人間関係作りに悩む生徒に対応するため教育相談体制の整備とカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図る。

平成30年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること
(全1) 家庭内問題に起因する悩みを抱える生徒の増加
(全2) スマホやライン等の使用による人間関係のトラブルの増加
(全3) コミュニケーションがうまくいかずに、悩む生徒の増加
(全4) 女子生徒の割合が多いことによる人間関係でのストレスやトラブル
(全5) 学業面・進路などの悩みによって引き起こされるストレスや不安
(定1) 義務教育段階で不登校傾向になってしまい自信を失った生徒への対応
(定2) 何らかの事情で全日制への入学希望が叶わず挫折感を持った生徒への対応
(定3) 多くの生徒が抱える複雑な家庭環境、外国人生徒の増加
上記の課題を解決するための提言
(全1) 個々の生徒に寄り添い、家庭と連携を取りながらの組織的対応
(全2) 情報教育の充実、教育相談の適宜実施とSCの有効活用
(全3) コミュニケーション能力を育てる授業の充実、教育相談の充実とSCの活用
(全4) 男女分け隔てなく学校生活を送れる集団の育成(学校行事、LHRの充実)
(全5) 様々な場面での職員による声掛け、補習や進路指導の体制充実
(定1) 教育相談の充実と組織的対応、養護教諭・SC・生徒指導アドバイザーとの連携
(定2) 校内でのきめ細かな教育や生徒一人一人に応じた生徒指導
(定3) 教育現場と地域社会の連携・協力、外国人児童生徒教育相談員の有効活用

平成30年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市体育協会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

青少年の課外体育を考えた時、学校との連携は不可欠ですが、その事が教職員の負担になっているのではないかと。スポーツ大会は週末、休日に催される事が多いが、教育現場の皆さんの負担軽減を考えながら青少年の課外体育機会を確保していく方策を考えなければならぬ。

上記の課題を解決するための提言

学校関係者には事務局的な役割をお願いし、実務は、父兄ボランティアなど受益者(青少年)関係者や地域住民等に協力を求めるガイドラインを策定する。

提出日：平成30年6月29日(金)まで

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

佐倉市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定により、佐倉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市の事務部局の関係職員
- (4) 市教育委員会の事務局の職員
- (5) 警察関係職員
- (6) 家庭裁判所の職員
- (7) 社会教育委員
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 保護司
- (10) 社会福祉協議会運営委員
- (11) 小学校長、中学校長、高等学校長
- (12) 青少年相談員
- (13) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、青少年育成担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事手続その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。